

第10回 伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 令和2年10月5日(月)
開会 午後3時00分
閉会 午後3時30分
2. 場 所 伊万里市民センター 文化ギャラリー
3. 出 席 14名
4. 欠 席 0名

議席	氏 名	出席	議席	氏 名	出席
1	山口 友三郎	○	8	前田 勉	○
2	池田 良一	○	9	山口 光壽	○
3	鶴田 裕幸	○	10	湊上 幸雄	○
4	吉村 幸夫	○	11	松永 久美子	○
5	梅村 幸臣	○	12	相良 安夫	○
6	力武 正光	○	13	堤 正樹	○
7	西山 哲	○	14	副島 敏和	○

議事録署名者 5番 梅村 幸臣

11番 松永 久美子

5. 事務局職員

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	野中 信守	農地係長	岩野 江利子
書記	前田 真理子		

6. その他出席者

なし

7. 付議事項

議案第42号	農地法第5条の申請について	6件
議案第43号	農地法第4条の申請について	1件
議案第44号	農地法第3条の申請について	1件
議案第45号	農用地利用集積計画 〔農業経営基盤強化促進事業〕について 利用権設定 通年	4件
議案第46号	農業経営基盤強化法による農地売買等特例事業 に伴うあっせん委員の指名について	1件

8. 報告事項

報告第16号	農地法第18条第6項通知の受理について	1件
--------	---------------------	----

9. 連絡事項

なし

議長	<p>みなさん、こんにちは。 できる限り時間を短縮して行いたいと思いますので、ご協力よろしくをお願いします。</p>															
議長	<p>それでは、ただいまより第10回農業委員会会議を開会します。 本日の欠席者はいません。</p> <p>次に、議事録署名人の御依頼を申し上げます。 今回は5番 梅村 幸臣委員、11番 松永 久美子委員です。 事務局で作成する議事録が完成次第御署名をお願いします。</p> <p>本日の議案数は、5つです。</p> <table border="0" data-bbox="411 775 1353 1099"> <tr> <td>議案第42号</td> <td>農地法第5条の申請について</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>議案第43号</td> <td>農地法第4条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第44号</td> <td>農地法第3条の申請について</td> <td>1件</td> </tr> <tr> <td>議案第45号</td> <td>農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について利用権設定 通年</td> <td>4件</td> </tr> <tr> <td>議案第46号</td> <td>農業経営基盤強化法による農地売買等特例事業に 伴うあっせん委員の指名について</td> <td>1件</td> </tr> </table> <p>また、報告事項は、1つです。 報告第16号 農地法第18条第6項通知の受理について1件 となっております。</p>	議案第42号	農地法第5条の申請について	6件	議案第43号	農地法第4条の申請について	1件	議案第44号	農地法第3条の申請について	1件	議案第45号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について利用権設定 通年	4件	議案第46号	農業経営基盤強化法による農地売買等特例事業に 伴うあっせん委員の指名について	1件
議案第42号	農地法第5条の申請について	6件														
議案第43号	農地法第4条の申請について	1件														
議案第44号	農地法第3条の申請について	1件														
議案第45号	農用地利用集積計画〔農業経営基盤強化促進事業〕 について利用権設定 通年	4件														
議案第46号	農業経営基盤強化法による農地売買等特例事業に 伴うあっせん委員の指名について	1件														
議長	<p>それでは、議事に入ります。 議案第42号 農地法第5条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>															
事務局	<p>議案第42号 農地法第5条の申請6件について御説明します。 議案の1ページ、42番になります。 図面は、1ページから3ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、駐車場の進入口の拡張のための申請です。 なお、許可を受けずに転用していたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は、第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p>															

事務局	<p>続きまして、議案の1ページ、43番になります。 図面は、4ページから6ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 借受人が、車両の展示場建設のための申請です。こちらも、許可を受けずに転用していたとして始末書が添付されています。</p> <p>農地区分は、第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の1ページ、44番になります。 図面は、7ページから9ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 借受人が、太陽光発電施設設置のための申請です。 地上権を設定されます。</p> <p>農地区分は、第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、45番になります。 図面は、10ページから12ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、太陽光発電施設設置のための申請です。</p> <p>農地区分は、第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、46番になります。 図面は、13ページから17ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、一般住宅建設のための申請です。</p>
-----	---

事務局	<p>農地区分は、第2種農地。 許可基準としましては、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。</p> <p>続きまして、議案の2ページ、47番になります。 図面は、18ページから34ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 譲受人が、建売分譲住宅建設のための申請です。</p> <p>農地区分は、第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>申請地番〇〇〇〇については、申請に係る権利の移転に関し、判決が確定しているため、譲受人の単独申請となっています。</p> <p>議案第42号 農地法第5条の申請については以上6件です。</p>
議長	<p>それでは、42番について担当委員から説明をお願いします。</p>
〇番委員	<p>すでに住宅の横に駐車場を整備されています。区長、生産組合長の承諾もあり、私も現地を確認しまして排水は水路へ流れるようになっていて問題ないと思います。 審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>42番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし></p> <p>続きまして、43番について担当委員から説明をお願いします。</p>
〇番委員	<p>すでに、中古車展示場が建っています。これも、申請がなされていなかったため、今回申請されました。区長、生産組合長の承諾もあり、現地も確認しまして排水関係も問題なく水路へ接続されています。 審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>43番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし></p> <p>続きまして、44番について担当委員から説明をお願いします。</p>

○番委員	<p>太陽光を設置されるとのことで、説明がありました。排水については、既設の水路に流されます。</p> <p>区長、生産組合長の承諾もあり、私も問題ない判断しました。ご審議、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>44番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、45番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>太陽光を設置したいとのことで、説明にみえました。</p> <p>排水等もちょうと整備して水路へ接続されます。</p> <p>区長、生産組合長の承諾印もあり、問題ないと思います。審議のほど、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>45番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、46番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>一般住宅を建てたいということで、申請にみえました。</p> <p>排水について、合併浄化槽を設置され、処理水と雨水は既設の道路側溝へ接続されます。</p> <p>区長、生産組合長の承諾もあり、問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。</p>
議長	<p>46番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>続きまして、47番について担当委員から説明をお願いします。</p>
○番委員	<p>2年ぐらい前に、一度申請する準備をされていたのですが、所有者が亡くなって、今回改めて申請です。建売住宅を建設されます。</p> <p>生活排水は下水道管を埋設して、下水道本管へ接続されます。雨水は、計画地内に水路を整備し、既存の道路側溝へ接続されます。</p> <p>区長、生産組合長の承諾もあり、私も問題ないと思いますので、ご審議よろしくお願いします。</p>
議長	<p>47番について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、農地法第5条の申請 6件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。</p> <p>続きまして、議案第43号 農地法第4条の申請について事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	<p>議案第43号 農地法第4条の申請1件について御説明します。 議案の3ページ、10番になります。 図面は、35ページから41ページになります。</p> <p>申請地は、〇〇〇〇地区です。 申請人が、共同住宅建設のための申請です。 農地区分は、第3種農地。 許可基準としましては、許可し得るに該当します。</p> <p>議案第43号、農地法第4条の申請については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは農地法第4条申請 10番について担当委員から説明をお願いします。</p>
〇番委員	<p>アパートを建築するということで、説明がありました。 排水については、雨水は既設の道路側溝へ、生活雑排水は下水道へ接続されます。 区長、生産組合長の承諾もあり、私も問題ないと思います。 ご審議、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>10番について、御意見、御質問はございませんか。 <なし></p> <p>無いようですので、議案第43号 農地法第4条の申請1件について承認を戴きましたので、県へ進達します。 続きまして、議案第44号 農地法第3条の申請1件について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第44号 農地法第3条の申請1件について御説明します。 議案は4ページ、32番になります。 申請事由や経営状況等を掲げております。農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしております。</p> <p>議案第44号 農地法第3条の申請については以上1件です。</p>
議長	<p>それでは、農地法第3条の申請について議案の4ページを見ていただき、御意見、御質問がありましたら、お願いします。 <なし></p> <p>特に無いようですので、議案第44号 農地法第3条の申請1件</p>

議長	<p>については許可とします。</p> <p>続きまして、議案第45号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局	<p>議案第45号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年4件について、御説明します</p> <p>議案の5ページに明細書を掲げておりますのでそちらをご覧ください。</p> <p>今回は借受人が2名、貸付人が4名で、面積は田が7,909㎡です。利用目的、利用権設定期間、借賃などは明細書に記載しているとおりです。申出書を6ページ・7ページに掲げております。議案第45号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年については以上4件です。</p>
議長	<p>議案第45号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年4件について、御意見、御質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第45号 農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年4件については申し出のとおり決定します。</p> <p>続きまして、議案第46号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第46号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について御説明いたします。</p> <p>議案8ページ、1番です。</p> <p>案内図と字図が9ページになります。</p> <p>あっせんの申出が〇〇町〇〇地区に出ておりますので、〇〇委員と〇〇委員にあっせん委員をお願いしたいと思います。</p> <p>議案第46号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名についての説明は以上です。</p>

議長	<p>議案第46号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名について御意見、ご質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>無いようですので、議案第46号 農業経営基盤強化促進法による農地売買等特例事業に伴うあっせん委員の指名については申し出のとおり決定します。</p> <p>議案についての審議は以上になりますので、続きまして報告事項に移ります。</p> <p>報告第16号 農地法第18条第6項通知の受理について、事務局から報告をお願いします。</p>
事務局	<p>報告第16号 農地法第18条第6項通知の受理について御説明します。</p> <p>議案の10ページをご覧ください。</p> <p>13番についてご説明します。</p> <p>佐賀県農業公社が中間管理している農地の解約です。解約後は、貸人が管理する予定となっています。</p> <p>報告第16号 農地法第18条第6項通知の受理については以上1件です。</p>
議長	<p>報告第16号 農地法第18条第6項通知の受理について、御意見、ご質問はございませんか。</p> <p><なし></p> <p>特に無いようですので、これで報告事項を終了します。</p> <p>これで、第10回の農業委員会会議を閉会します。</p>
	<p><<<議事終了>>></p>